

奈 総 財 第 4 9 号

平成 1 8 年 5 月 2 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 池 田 慎 久 様
同 船 越 義 治 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 5 年 3 月 2 6 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 1 4 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

2. ごみ処理事業について

1 特殊勤務手当の是正及び適正・明確な運用（環境清美部・人事課）

【監査結果の要旨】

区域外作業手当の支給は、「環境清美第一事務所に勤務し廃棄物収集作業に従事する現業職員で、担当区域外の作業に従事したものに対して支給される」とされているが、担当区域内外に拘わらず「収集作業員の休業等により通常に満たない人数で収集を行った場合」または、「回収地域が広範となる、水曜日、第三週の木曜日または金曜日に収集を行った場合」に支給されており、これは規則の適用範囲を拡大して解釈していると判断される。作業量増加に対しては別途適当な手当を定めるべきである。

大型ごみ収集手当の適用範囲は、「大型ごみ収集の作業をしたもの」とされているが、リサイクル推進課においては、収集作業員の休業等により通常に満たない人数で再生資源の収集を行った場合、収集するごみの種類に拘わらず「大型ごみ収集手当」を基礎にした調整額が支給されており、規則の適用範囲を明らかに拡大解釈している。

作業量増加に対しての手当については、同じ収集作業を行っている環境清美第一事務所との公平性の観点から別途手当を定めるべきである。

企画総務課及び管理職を除く環境清美部職員については、週休日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に勤務した場合、「奈良市一般職の職員の給与に関する条例」に基づく「休日勤務手当」にさらに上乗せして「休日出勤特別手当」が支給されているが、支給の根拠は乏しく、他職員との公平にも配慮して廃止を検討することが望ましい。

「年末年始勤務手当」は、通常残業手当に加えて支給されているが、その金額が環境清美部など一部の職員は月額11,100円、その他の職員については月額7,900円と定められているが、職種により月額を区分する根拠が乏しく、一本化することが望ましい。

「大型ごみ収集手当」の適用範囲は「大型ごみ収集の作業をしたもの」とされているが、環境清美第一事務所においては、実際に大型ごみの収集業務に付随する電話受付業務、収集経路作成業務に携わった

職員に対しても支給され、また、金額は「勤務1回につき」と規定されているが、上記業務について収集業務の概ね2倍の時間を要するものとして2回分の手当が支給されており、これら業務に対する「大型ごみ収集手当」の支給については、規則に定める適用範囲を拡大して解釈しているものと判断される。

環境清美部の大部分の職員を対象として、環境清美部に勤務しておれば日額500円の支給がされる「出勤奨励手当」があるが、当該手当とは別に「清掃勤務手当」「廃棄物収集作業手当」など勤務に基づいて支給される手当があり、これらの手当に上乘せして「出勤奨励手当」を支給する根拠は乏しく、廃止を検討すべきである。

また、環境清美部の大部分の職員を対象として「皆勤精励手当」が支給されることになっており、1月間における年次休暇等の日数が4日以内であれば支給されるものであるが、当該部課のみに支給される積極的理由もなく、有給休暇の趣旨からしても、その休暇を取らなかったために支給される手当というのは合理性に欠けるものであるので、廃止を検討すべきである。

【措置の内容】

特殊勤務手当に関する条例を制定し、区域外作業手当を廃止、新たに過重作業手当を規定し、業務内容ごとに定めた。(平成18年4月1日施行)

(環境清美第一事務所・人事課)

特殊勤務手当に関する条例を制定し、大型ごみ収集手当を廃止、新たに過重作業手当を規定し、業務内容ごとに定めた。(平成18年4月1日施行)

(リサイクル推進課・人事課))

特殊勤務手当に関する条例を制定し、休日出勤特別手当を廃止した。(平成18年4月1日施行)(人事課)

特殊勤務手当に関する条例を制定し、年末年始勤務手当を一本化した。(平成18年4月1日施行)(人事課)

特殊勤務手当に関する条例を制定し、大型ごみ収集手当を廃止、新

たに大型ごみ業務手当を規定し、適用範囲を定めた。(平成18年4月1日施行)(人事課)

特殊勤務手当に関する条例を制定し、出勤奨励手当及び皆勤精励手当を廃止した。(平成18年4月1日施行)(人事課)

4 埋立事業に関する土地賃借料増額割合の適正化(土地改良清美事務所)

【監査結果の要旨】

一般廃棄物最終処分場は、大半の土地を地元住民から借り受けており、土地賃借料に関しては、平成8年4月に締結された市と米谷町自治会との南部土地改良清美事業に関する覚書に「平成10年度以降の賃借料については、3年ごとに10%の増額を基本として双方協議の上、定めるものとする」と記載されている。

しかし、昨今の経済情勢からみても、更新ごとに10%増額されるのは明らかに不合理である。賃借料はその土地の地価を勘案しながら決められるのが通常であるため、当初の覚書は考慮するものの、少なくとも毎年度、地価を勘案した適正な賃借料の検討を行なうべきである。

【措置の内容】

平成18年度以降の賃借料については、その地元協議の中で、一般廃棄物最終処分場は一般の公共施設とは異なり、特別交付税の算定基礎となっているいわゆる迷惑施設(清掃施設・火葬場等)とされている生活関連施設として地元住民の理解と協力が不可欠であり、特別な財政上の配慮が必要であることも踏まえ、賃借料の決定に向けて検討協議を重ねた結果、経済状況、地価の動向等を踏まえた改定協議することで合意に達した。